

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書				連 結 業 度	： 。	法人名	()		
各 域 連 結 法 人 に お け る 計 算	区 域	旧措法第68条の63第1項の表の各号又は第2項の区分 (第1号(情報通信産業特別地区の区域) 第2号(国際物流拠点産業集積地域の区域) 第2項(経済金融活性化特別地区の区域))	1	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 2 項	特 別 控 除 額 の 計 算	情報通信産業特別地区の区域 国際物流拠点産業集積地域の区域 特別地区の活性化区域 特定事業等軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	特定事業等に係る連結所得の金額	13	円
		設 立 年 月 日	2	・			特 別 控 除 額 ((13)又は((22)× $\frac{(13)}{(19)}$))× $\frac{40}{100}$	14	
		認 定 法 人 と し て の 認 定 を 受 け た 日	3	・			特 定 事 業 等 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額	15	
	事 業 種 目	4		特 別 控 除 額 ((15)又は((22)× $\frac{(15)}{(19)}$))× $\frac{40}{100}$			16		
	(1)が第1号又は第2号の場合	5		特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)			17		
	(1)が第1号又は第2号の場合	6		連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」)			18		
	(1)が第2項の場合	7		全 軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額 (13) + (15) + (各連結法人の(8)の合計)			19		
	(1)が第2項の場合	8		特 定 事 業 等 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 の 合 計 額			20		
	(1)が第2項の場合	9		軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 の 合 計 額			21		
	(1)が第2項の場合	10		調 整 軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額 ((18)と((19) - (20) - (21))のうち少ない金額)			22		
	(1)が第2項の場合	11							
	(1)が第2項の場合	12							

別表十の二(一) 令四・四・一以後終了連結事業年度分